

○五島市子育て世帯等移住促進事業補助金交付要綱

平成28年 3月31日告示第26号

改正

平成31年 3月31日告示第41号

令和2年10月30日告示第110号

五島市子育て世帯等移住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、Uターン者又はIターン者の定住促進を図るため、予算の定めるところにより、定住する意思をもって市に転入する子育て世帯等に対し、子育て世帯等移住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「子育て世帯等」とは、市に転入した日において、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養し、同居している世帯
- (2) 妊娠中であって、母子健康手帳の交付を受けている者を含む世帯
- (3) 夫婦の双方が40歳未満の世帯

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する子育て世帯等の代表者とする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた日から5年以上市に居住しようとする世帯
- (2) 税を滞納していない世帯
- (3) 世帯員全員が、転勤により転入した者又は季節労働等により一時的に転入した者でない世帯
- (4) 世帯員全員が、国家公務員又は地方公務員でない世帯

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市に転入するための引越しに要した経費とし、補助金の額は、補助対象経費の10分の10

以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額は、15万円を限度とする。

（申請書の提出期限）

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、転入日の翌日から起算して6月を経過した日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）誓約書（様式第1号）
- （2）引越しに要する経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）
- （3）世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
- （4）税を滞納していないことを証する書類
- （5）母子健康手帳の写し（第2条第2号に該当する世帯に限る。）
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第1項の規定による条件は、補助金の交付を受けてから5年以上市に居住することとする。ただし、進学その他のやむを得ない事由により、世帯員が転出する場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定の取消し）

第7条 前条の条件に違反した場合の規則第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しは、交付決定額のうち、次の各号に掲げる補助金の交付の決定を受けてから市外への転出までの期間の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- （1）3年未満 全額
- （2）3年以上5年未満 2分の1の額

（補助金の交付手続の特例）

第8条 この補助金の交付については、規則第26条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知は、子育て世帯等移

住促進事業補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後の転入について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年10月30日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の五島市子育て世帯等移住促進事業補助金交付要綱第7条の規定は、この告示の施行の日以後になされる交付の申請に係る補助金について適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

住所

氏名

⑩

誓 約 書

年度子育て世帯等移住促進事業補助金の交付を受けるに当たり、当該補助金の交付の決定を受けた日から5年以上、五島市へ居住することを誓約します。

なお、この誓約に違反したとき、又は申請の内容に虚偽があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

世帯構成

	氏名	申請者との続柄
1		本人
2		
3		
4		
5		

年度子育て世帯等移住促進事業補助金交付決定通知書
及び交付額確定通知書

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった 年度子育て世帯等移住促進事業補助金の交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行ったので、同規則第14条の規定により併せて通知する。

年 月 日

五島市長 印

記

- 1 本補助金等の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付で申請のあった子育て世帯等移住促進事業とする。
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円